法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間について七百五十円	講習一時間について千円								
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について千六百五十円	講習一時間について千五百五十円								
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間について千四百五十円	講習一時間について四百円								
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間について六百円	講習一時間について三百円								
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について七百円	講習一時間について千六百円	講習一時間について千六百円	三百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電気通信回線で接続した電子計算機であつて、講習を受ける方法に組織を使用する情報処理により講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、零円）	五百円（オンライン講習にあつては、零円）	法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	三百円（オンライン講習にあつては、二百円）	法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める第	
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間について五百五十円	講習一時間について千六百円							
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千二百五十円	講習一時間について千六百円							
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について千百円	講習一時間について千六百円							
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について九百五十円	講習一時間について千六百円							
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習	二百円								

三十三条に定める基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）で										
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者で	三百円（オンライン講習にあつては、二百円）	法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十条第一項第三号に掲げる者及び法第百三十七条の二第一項第二号イに掲げる者を除く。）に対する講習	二千二百円	法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受ける者（法第九十条第一項第三号に掲げる者及び法第百三十七条の二第一項第二号イに掲げる者を除く。）に対する講習	七百円	法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する表の下欄に掲げる講習（以下「実車等」という。）を含む講習	五千百五十円	
有しないもの	五百円（オンライン講習にあつては、零円）		四千四百円			二千二百五十円		指導において「実車等指導」という。）を含む講習	七千七百五十円	
								実車等指導を含まない講習	三千八百円	
									五千五百五十円	